算式による算定した額とする。

算式

｛（A× 1.013）－（B× 1.017）｝×α× 0.986 ＋（C× 1.059）×α＋（D＋D'）× 0.986

A× 1.013、B× 1.017、｛（A× 1.013）－（B× 1.017）｝×α、｛（A× 1.013）－（B× 1.017）｝×α× 0.986、C× 1.059、（C× 1.059）×α及び（D＋D'）× 0.986 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

C　次の算式によつて算定した額

算式

l ×m

算式の符号

l　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

l1 ≦ 7,000 のとき　l1 × 0.02

7,000 ＜ l1 のとき　（l1 － 7,000）× 0.03 ＋ 140

算式の符号

［略］

l2　市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和 2 年度」のうち「7 月」から「3 月」まで及び「令和 3 年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合算額

l3　市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和 2 年度」のうち「7 月」から「3 月」まで及び「令和 3 年度」のうち「計」、表頭「納税義務者数」欄の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数

［略］

［略］

α　次の算式によつて算定した率

算式

（n／o）× 0.96633

n／o に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

n　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

n1 －（n2 ＋n3）× 0.986

［略］

o　令和 4 年改正前の省令附則第 12 条の 3 第 1 項の規定によつて算定した額

算式による算定した額とする。

算式

｛（A× 0.957）－（B× 0.959）｝×α× 0.982 ＋（C× 1.021）×α＋（D＋D'）× 0.982

A× 0.957、B× 0.959、｛（A× 0.957）－（B× 0.959）｝×α、｛（A× 0.957）－（B× 0.959）｝×α× 0.982、C× 1.021、（C× 1.021）×α及び（D＋D'）× 0.982 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

C　次の算式によつて算定した額

算式

l ×m

算式の符号

l　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

l1 ≦ 7,000 のとき　l1 × 0.02

7,000 ＜ l1 のとき　（l1 － 7,000）× 0.03 ＋ 140

算式の符号

［同左］

l2　市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和元年度」のうち「7 月」から「3 月」まで及び「令和 2 年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合算額

l3　市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和元年度」のうち「7 月」から「3 月」まで及び「令和 2 年度」のうち「計」、表頭「納税義務者数」欄の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数

［同左］

［同左］

α　次の算式によつて算定した率

算式

（n／o）× 1.04864

n／o に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

n　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

n1 －（n2 ＋n3）× 0.982

［同左］

o　改正前の省令附則第 12 条の 3 第 1 項の規定によつて算定した額